

名古屋市行政手続条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 1 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第93号

名古屋市行政手続条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市行政手続条例施行細則（平成 7 年名古屋市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（条例第15条第 4 項の規則で定める方法）

第 3 条 条例第15条第 4 項の規則で定める方法は、行政手続法第15条第 4 項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令（令和 7 年総務省令第 103 号）に規定する方法と同一の方法とする。

附 則

この規則は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。